３ 公共施設使用料の算定について

資料3

| 市名 | | 各市の状況 |
|---|---|---|
| 1 | 名古屋市 | 「公の施設にかかる使用料の設定基準」（http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/68-7-3-5-0-0-0-0-0-0.html）を定めている。 |
| 2 | 豊橋市 | 本市では、算定基準や負担率等の基準は策定していません。<br>使用料等の算定については、貸出部分にかかる維持管理費を算定の基礎としていますが、各施設ごとに類似施設の状況も勘案し、総合的に算定しています。 |
| 3 | 岡崎市 | 算定基準なし |
| 4 | 一宮市 | 統一的な考えは無く、市関係施設それぞれの方法で算定しています。 |
| 5 | 瀬戸市 | 本市においては、算定基準、負担率等定めておりません。 |
| 6 | 半田市 | 使用料は条例において、その価額を明示しているものの、その算定基準などに係る明確なものは無く、所管課においての判断となっています。 |
| 7 | 春日井市 | １㎡あたりの経費を算出し、その単価を基礎として料金設定を行っています。現在は95円／㎡（1日）で設定。また、施設の性質等により受益者負担率を設定せず、各施設の状況を勘案し、95円／㎡を基本としてその施設にあった料金体系を設定しています。 |
| 8 | 豊川市 | 本市では、使用料について従来から概ね4年ごとに見直しを行ってきております。近年における改定状況については、5年ぶりとなった平成14年度においては、使用料等算出基準により各施設個々の所管経費を積算し、施設に見合った受益者負担を算出することで、3%から5%の改定を行っております。平成18年度においても、合併協議会の調整方針と、前回（平成14年）の改定ルールに沿った形で、各施設の経費と収入を積算し適正な受益者負担を算出して改定しております。直近の平成23年度においては、平成17年度を始めとした旧宝飯郡との3度の合併を行ったことによって、類似施設などの増加もあり、均衡のとれた料金体系を図るため、前回改定ルールを基本とした形で受益者負担を算出して改定しております。<br>（詳細は別紙「会館施設等の使用料及び手数料の改定について」（抜粋）のとおり） |
| 9 | 津島市 | 公共施設の使用料について、現在は統一的な算定基準等はありません。しかし、昨年6月に提言された「津島市公の施設のあり方への提言」において、受益者負担がの適正化が言われており、現在見直しについて検討している段階です。 |
| 10 | 碧南市 | 平成9年度に算定基準、負担率等定めたものがあるが、今後見直していく予定である。 |
| 11 | 刈谷市 | 別添「使用料等算出基準」を参照ください。 |
| 12 | 豊田市 | 定めている。原則、維持管理費にかかる部分を受益者負担分として定めている。<br>また、負担率については、施設の目的等に応じて分類している。<br>※詳細は別紙（配布して差し支えありません。） |
| 13 | 安城市 | 算定基準は策定していません。 |

| 市名 | | 各市の状況 |
|---|---|---|
| 14 | 西尾市 | 公共施設の使用料については、施設の設置管理担当課にて近隣他市の状況等を勘案し決定しており、市内部で算定基準、負担率等を定めたものはありません。 |
| 15 | 蒲郡市 | 当市においては、平成１５年７月に「蒲郡市使用料・手数料設定基準」を策定しました。<br>この中では、原価算定方式により、土地、建物、備品及び経常的維持管理経費を集計し、施設等の稼働率を加味して利用単位当たりの使用料を算定するとされています。<br>また、負担率等については、標準的な受益者負担金割合を２５%、５０%、１００%で設定しています。 |
| 16 | 犬山市 | 算定基準等を定めていない。その都度検討をしている。 |
| 17 | 常滑市 | 公共施設使用料の算定基準や負担率等は定めておらず、別添「常滑市使用料及び手数料条例」に基づき徴収している。 |
| 18 | 江南市 | 使用料は昭和５６年度に改訂し、現在は算定基準・負担率等の明確な積算根拠がない状況です。<br>平成２７年度の消費税率改正に併せて算定基準・負担率等を明確にした使用料の見直しを検討する予定です。 |
| 19 | 小牧市 | 別紙資料参考 |
| 20 | 稲沢市 | 定めていない。<br>平成23年度から24年度にかけて開催した外部委員による補助金等検討委員会から「稲沢市における補助金等のあり方に関する最終提言書」が提出されており、 この中には使用料に対する提言も含まれている。<br>今後、これに基づき、算定方法・減免基準等について庁内で協議していく予定である。 |
| 21 | 新城市 | 平成21年度より「公共施設使用料適正化検討会議」を行い、平成23年度からの使用料改正を進めた。受益者負担割合を施設ごとに設定し、施設の機能別平均単価算出表に基づき各施設の伸び率20%を限度とし新使用料を決定。３年毎に使用料の見直しを定例化することとした。<br>※算出資料別添のとおり |
| 22 | 東海市 | 別紙のとおり |
| 23 | 大府市 | 庁舎の使用料については、大府市行政財産の特別使用に関する使用料条例を基に算出している。土地は適正価格に1000分の2.5、建物は適正価格に1000分の6を乗じ、平均光熱費を足している。これを時間当たり単価にして使用料を定めており、ここから減免率1/2をかけている。時間帯によっても減免があり、夜間利用は100%、午後利用90%、午前利用80%としている。<br>財政課による算出ガイドラインが作られたが、採用すると非常に高くなる。 |
| 24 | 知多市 | 現行では、公共施設の使用料の統一的な算定基準はなく、現在、算定基準の作成を検討している。 |
| 25 | 知立市 | 定めておりません。 |

| 市名 | | 各市の状況 |
|---|---|---|
| 26 | 尾張旭市 | 全庁的な公共施設使用料（1時間単位）として、4円（和室の場合は16円）に床面積（㎡）を乗じ、50円単位で端数調整した額としている。（文化施設・体育施設を除く） |
| 27 | 高浜市 | 生涯学習施設について、使用料の算定基準や負担率等は定めていない。 |
| 28 | 岩倉市 | 当市では、公共施設の使用料の算定基準、負担率等は定めておりませんので、豊明市様の資料を参考にさせていただきたいと考えております。 |
| 29 | 豊明市 | 使用料算定方法について、内規等で規程、現行は4年ごとに見直しとしているが、算定方法、他市の状況等を考慮し、各々資料徴集し準備するとし、最終的には使用料改定調整会議に諮り、市有財産評価審議会で審議し、決定することとなる。（H25、3、に調整会議を開催経緯あり、改定にむけ資料収集することとなっている） |
| 30 | 日進市 | 平成17年度に公共料金を見直したときの考え方です。策定から相当期間経過していますが、基本的な考え方は変わっていません。<br><br>http://www.city.nisshin.lg.jp/seisaku/1989/ryoukin2.html |
| 31 | 田原市 | 算定基準は策定していない。 |
| 32 | 愛西市 | 当市では、別紙のとおり「愛西市使用料・手数料等の見直し基準」を平成20年8月に定めています。 |
| 33 | 清須市 | 特に定めなし |
| 34 | 北名古屋市 | 積算方法を設定している。<br>貸出部分に係る維持管理経費（人件費・物件費・建物の減価償却費の一部）を貸出部分面積で除したものを年間使用可能時間で除して貸出使用料を算出し、その算出した額を貸出面積で乗じたものに受益者負担割合を乗じて、1時間当たりの使用料を積算している。 |
| 35 | 弥富市 | 市としての統一的な算定基準・負担率の定めはなく、各施設ごとに類似施設の状況を勘案し、総合的に算定しています。 |
| 36 | みよし市 | 使用料は、行政改革大綱の一環として、3年毎に受益者負担の見直しを行っている。<br>使用料は、施設及びその施設に係る行政サービスの受益者からの使用のために必要な費用を徴収するものである。施設使用料の負担割合は、本来行政が行うべきもの（0%）、選択性があるサービスで行政が関与すべきもの（50%）、選択性の高いサービスで民間と競合性のあるものと照明施設料（100%）など性質ごとに分けた上で、以下の方法で算出している。<br>算出方法は、<br>（①維持管理費＋②間接的管理＋③特別加算額）÷年間利用可能時間×施設の性質別負担割合(0～100%)<br>※過去2年間の平均額 |
| 37 | あま市 | 算定基準等定めていません。行政改革の中で使用料の見直しを行っており、平成28年度施行に向け算定基準等の素案検討中 |

| 市名 | | 各市の状況 |
|---|---|---|
| 38 | 長久手市 | 本市においては、管財係担当部署で一元的に使用料算定のためのガイドラインを策定していません。使用料の算定については、施設管理者毎に適宜見直しを行っています。 |